

(投資運用関係業務受託業者向けの監督指針(新旧対照表)) (案)

改正案	現行
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続 Ⅲ－２ 業務の適切性 Ⅲ－２－１ 業務管理体制の整備 (１)～(４)(略) (５)投資運用関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置 ①(略) ② 受託する投資運用関係業務に応じて秘密の範囲及び業務上知り得る者を特定するとともに、秘密の管理のために、例えば、秘密へのアクセス管理、内部関係者による秘密の持ち出しの防止のための対策の策定、外部からの不正アクセスを防御するための情報管理システムの堅牢化などの方法により、秘密の漏えいの防止を図る態勢となっているか。また、当該情報及び秘密の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。 (注)その他、顧客等に関する情報管理態勢の整備に向けた取組みについては総合指針「Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢」等に準じて、システムリスク管理態勢の整備に向けた取組みについては総合指針「Ⅲ－２－８ システムリ	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続 Ⅲ－２ 業務の適切性 Ⅲ－２－１ 業務管理体制の整備 (１)～(４)(略) (５)投資運用関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置 ①(略) ② 受託する投資運用関係業務に応じて秘密の範囲及び業務上知り得る者を特定するとともに、秘密の管理のために、例えば、秘密へのアクセス管理、内部関係者による秘密の持ち出しの防止のための対策の策定、外部からの不正アクセスを防御するための情報管理システムの堅牢化などの方法により、秘密の漏えいの防止を図る態勢となっているか。また、当該情報及び秘密の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。 (注)その他、顧客等に関する情報管理態勢の整備に向けた取組みについては総合指針「Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢」等に準じて、システムリスク管理態勢の整備に向けた取組みについては総合指針「Ⅲ－２－８ システムリ

改正案	現行
スク」等に準じて、取り扱うものとする。	スク <u>管理態勢</u> 」等に準じて、取り扱うものとする。